

## 養父市広報紙有料広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この告示は、養父市広告掲載要綱（平成19年養父市告示第24号）に基づき、市が発行する広報紙への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の基準)

第2条 広報紙に掲載する広告の掲載基準は、別に定めるものとする。

### (掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、インフォメーション欄の各ページの下二段とする。

### (広告の種類等)

第4条 広告の種類は、1段通し（以下「1種広告」という。）及びその2分の1（以下「2種広告」という。）の2種類とする。

2 広告の大きさは、1種広告にあつては、縦4.5センチメートル程度、横17.8センチメートル程度とし、2種広告にあつては、縦4.5センチメートル程度、横8.5センチメートル程度とする。

### (掲載料の額)

第5条 掲載1回当たりの掲載料の額は、1種広告にあつては20,000円、2種広告にあつては10,000円とする。

2 申込時に1年間に6回以上の広告掲載を希望するときは、1回当たりの掲載料をそれぞれ18,000円、9,000円とする。

### (掲載の申込み)

第6条 広報紙に広告の掲載申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿を添えて、広報紙発行日の40日前までに市長に提出するものとする。

- 2 掲載しようとする版下原稿は、申込者の責任及び負担において作成するものとする。提出原稿は、電子データ又はA4対応スキャナ機器により取り込めるものとする。
- 3 1回の申込みで連続して掲載できる回数は、12回までとする。

(掲載決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告原稿の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。

(掲載料金の納入)

第8条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、30日以内に市が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。

(掲載方法等)

第9条 申込者の掲載の順位は、申込みの受付順とする。ただし、申込者が掲載可能枠数を越えたときは、次の順位により決定する。

- (1) 第1順位 民間事業者のうち、市内に限り事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 民間事業者のうち、本社は市外にあるが、市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外のもの

2 広告は、2色刷りとし、「広告」の字句を挿入する。

(取りやめの申出)

第10条 申込者は、広告の掲載を取りやめようとするときは、発行日（複数回の掲載の場合にあっては、当該取りやめに係る最初の発行日）の40日前までに、有料広告掲載取りやめ申出書（様式第2号）により市長に申し出なければならない。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに掲載料の納入がなかったとき。
- (2) 申込者が虚偽の申請をしたとき。
- (3) 広告の内容が、この要領に抵触すると認められる場合において、市長が行う内容の変更の求めに応じないとき。

(掲載料の還付)

第12条 既納の掲載料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

- (1) 第10条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき。広告の掲載の取りやめの申出があった掲載月に係る掲載料に相当する額
- (2) 申込者の責めによらない理由により広告の掲載ができなくなったとき。掲載ができなくなった掲載料に相当する額

2 掲載料の還付を受けようとする者は、有料広告掲載料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(申込者の責任等)

第12条 広告の内容等に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 第3者から広告に関連して損害賠償請求があったときは、申込者の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償請求)

第13条 広告の掲載に関し、市が損害を被った場合は、市長は申込者に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

この要領は、令和8年3月1日から施行する。